# 平成28年度教育委員会定例会会議録

【**日時**】 平成28年12月26日(月)

【開会】 13時30分 【閉会】 14時28分

【場所】 高津市民館 視聴覚室

# 【出席委員】

教育長 渡邊 直美 教育長職務代理者 吉崎 静夫

 委員 濱谷 由美子
 委員 前田 博明

 委員 小原良
 委員 中村 香

## 【出席職員】

教育次長 西 義行

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課担当係長 片山 美緒

庶務課課長補佐 武田 充功

学事課長 寺戸 光樹

学事課課長補佐 大塚 裕司

指導課長 渡辺 英一

指導課指導主事 吉村 尚記

調査・委員会担当係長 髙橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】 教育長職務代理者 吉崎 静夫 委員 濱谷 由美子

### 1 開会宣言

### 【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 開催時間

# 【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、13時30分から14時40分までといたします。

### 3 会議録の承認

### 【渡邊教育長】

10月の定例会及び11月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていること と思いますが、承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

### 【渡邊教育長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

### 4 傍聴 (傍聴者 1名)

## 【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により許可すること に異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴 人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

### 【渡邊教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

### 5 非公開案件

### 【渡邊教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、

報告事項No. 2は、特定の個人が識別され得る氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、

報告事項No. 3及び報告事項No. 4は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正または適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、

また、議案第66号及び議案第67号は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に 支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

### 【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 3及び報告事項No. 4につきましては定められた公表期日以降は公開しても 支障がないため、議案第66号及び議案第67号につきましては議決後は公開しても支障がない ため、会議録には掲載をさせていただきます。

# 6 署名人

#### 【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により吉崎委員と濱谷委員 にお願いをいたします。

#### 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

### 【渡邊教育長】

それでは、まず、報告事項 I に入りますけれども、「報告事項No. 1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

### 【野本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 叙勲について」御報告を申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名いらっしゃいまして、受賞者、叙勲名等につきましては、お 手元の資料のとおりでございます。

初めに、青山先生におかれましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎 市立南菅中学校長として退職されるまでの40年間、本市の教育の充実に御尽力をいただきまし た。宮前平中学校長在任中は、アメリカ・ボルティモアの教育視察団を受け入れるなど国際理解 教育の推進に貢献されたほか、南菅中学校初代校長として同校の基礎をつくり上げ、教職員育成 にも力を注ぎ、本市の中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

続きまして、熊澤先生におかれましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、平成元年に 川崎市立坂戸小学校長として退職されるまでの40年間、本市の教育の充実に御尽力をいただき ました。特に、校長時代は、学習環境の整備に取り組むとともに、川崎市立小学校学級経営研究 会長として教育方法の改善に意を注ぎ、指導講師としても活躍され、多くの優秀な教職員を育て るなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生におかれましても、その長年の教育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。御報告は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No. 1 について、改めて承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

### 8 議事事項 I

議案第63号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【渡邊教育長】

続いて、議事事項 I でございます。「議案第63号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長並びに生涯学習推進課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第63号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、今回の改正内容につきまして、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

### 【池之上生涯学習推進課長】

それでは、このたびの改正内容について御説明申し上げます。議案書3ページの新旧対照表を ごらんください。

初めに、田島支援学校桜校につきましては、これまで田島支援学校に準じた取扱いをしてまいりましたが、このたび、より適正化を図るため、規則の別表上に当該校を加えることとするもの

でございます。

次に、お手元の議案第63号資料、一番最後の資料でございます。体育館の半面利用について をごらんください。

平成26年1月から徴収を開始いたしました体育館使用料につきましては、導入から約3年が経過するところでございますが、この間、学校によっては体育館の利用希望が多いことから、上段の改正前の図のとおり、2団体で体育館を半面ずつ利用するといった場合がございます。現行の規定では、全面の使用料を定めておりますことから、団体間で使用料を折半するという運用を認めているところでございますが、こうした団体間の精算行為の解消を求める声も多く寄せられているところでございます。今般、下段の改正後の図のとおり、こうした状況を改善するため、半面の使用料を定めることとしたところでございます。

説明につきましては以上でございます。

### 【山田庶務課担当課長】

それでは議案にお戻りください。議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、体育館の半面を利用する場合の使用料の額を定めること等のため、 この規則を制定するものでございます。

続いて、1ページをごらんください。この規則は、学校教育に支障のない範囲で川崎市立学校 の施設を市民の利用に供することによって、川崎市における生涯学習の振興を図ることを目的と しております。

今回の改正は、別表に「、田島支援学校桜校」を加え、同表に備考として、「体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする」と加えるものでございます。

次に、附則でございますが、「この規則は、平成29年4月1日から施行する。」と施行期日を 定めるものでございます。

以上、議案第63号について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり御説明がございました。

御質問、御意見等ございましたらば、お願いいたします。

#### 【中村委員】

これは、半分利用している団体がもし来なかったときとかに困るとか、いろいろそういう問題があったからこういう改正をすることになったという理解でよろしいでしょうか。

#### 【池之上生涯学習推進課長】

この間、ちょっと説明が重複いたしますが、体育館につきましては、全面の使用料のみ規定してございましたことから、二つの団体で利用する場合には、団体間で精算行為を行ってまいりました。そういったこともございまして、団体間から精算行為の解消を求める声もございましたので、今回こうした改正をすることによって、団体間の御要望にも沿う形になりますことから、今般こうした改正を行うこととしたところでございます。

以上でございます。

### 【中村委員】

ありがとうございます。

### 【小原委員】

資料1のところで、改正前の資料のところで、体育館を250円で全面ということですよね。 その中で、右のほうに行くと、コンビニエンスストアが見えるんですけど、利用団体Bが購入で ここは250円、上に利用団体Aがその半分の125円を支払いになっているんですけども、下 の300円、100円、50円購入というのはどういう意味なんですか。

### 【池之上生涯学習推進課長】

改正後の下の図につきましては、今、コンビニエンスストアでは、50円、100円、300円と、この券種が売られているんですが、今般こうした1/2の額を設定いたしますので75円という新たな券種を販売することをお願いいたしまして、250円の体育館の場合は125円ずつということで、それぞれの団体から125円ずつ券種を添付していただいて、教育委員会に提出いただくような事務の流れになりますというのを説明してございます。

### 【小原委員】

そうすると、改正後は利用申込書は団体Aも団体Bも別々に提出をするということですよね。

### 【池之上生涯学習推進課長】

左様でございます。

### 【小原委員】

それで半面を使っているのを明確にしているということでよろしいんですか。

### 【池之上生涯学習推進課長】

そうです。

### 【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

### 【渡邊教育長】

コンビニのところはそれぞれ販売している券種をあらわしているということですね。 ほかの委員さんはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第63号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

#### <可決>

### 【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり、議案第63号は可決といたします。

議案第64号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【渡邊教育長】

次に、「議案第64号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長、生涯学習推進課長、続けてお願いいたします。

### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第64号 川崎市立学校特別開放の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、今回の改正内容につきまして、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

#### 【池之上生涯学習推進課長】

それでは、このたびの改正内容について御説明申し上げます。

先般、市民館等の使用料につきましては、受益と負担の適正化の取組として、平成29年4月1日からその使用料を1.1倍とする見直しを行うところでございますので、この改正の内容を勘案し、川崎市財産条例第3条第2項の規定に基づき使用料を定めております特別開放施設につきましても、市民館等の施設と同様に、現行の使用料を1.1倍とする見直しを行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、議案にお戻りください。議案書の3ページをごらんください。

制定理由でございますが、「特別開放施設の使用料を改定するため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページをごらんください。今回の改正について新旧対照表で御説明いたします。この規則は、市立学校の施設を広く市民の利用に供するため、特別に開放する学校の施設の学校教育法第137条に基づく使用について、必要な事項を定めております。今回の改正は、別表に規定する特別開放施設の使用料を1割増額した額に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。附則でございますが、第1項において、この規則の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項において、この規則の施行の際、現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるとする経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第64号について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきましたけれども、何か御質問、また御意見等ございましたらばお 願いいたします。

### 【中村委員】

条例に基づいて1.1倍ということは全然反対じゃないんですけれども、ただ値上げをするときは、市民の方からすると何に使っているんだろうというのは気になると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

### 【池之上生涯学習推進課長】

特別開放施設の使用料につきましては、基本的には小中学校の学校運営費に充当しておりますので、今回の、この1.1倍引き上げ後の使用料につきましても、学校の教育活動や子どもたちのために使用されるということになります。

以上でございます。

### 【濱谷委員】

表には、特定の土橋小学校多目的室とか、犬蔵中学校の格技室とかありますけど、ほかの学校 はこういう貸し出しはしていないということなんでしょうか。

### 【池之上生涯学習推進課長】

特別開放施設につきましては、あくまでも社会教育施設に準じた施設というのを要件にしてご ざいますので、現在、特別開放施設として開放しているのはこの3校でございます。

以上でございます。

### 【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第64号でございますけれども、原案のとおり可決してよろしいで しょうか。

#### 【各委員】

<可決>

### 【渡邊教育長】

それでは、議案第64号、原案のとおり可決といたします。

### 議案第65号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 【渡邊教育長】

次に、「議案第65号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長並びに学事課長にお願いいたします。

### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第65号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明いたします。

このたびの改正について、学事課長から御説明申し上げます。

### 【寺戸学事課長】

本議案につきましては、平成28年10月25日に、教育委員会における「報告事項No.8 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施結果について」及び「議案第56号 川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について」により御説明した件について、平成28年第4回川崎市議会定例会において可決され、平成28年12月19日に公布された「川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例について」に伴い、関係規則である川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則を改正するものでございます。

では、このたびの川崎市高等学校奨学金の制度改正の内容について御説明いたします。

お手元の議案第65号資料の1ページをごらんください。

川崎市高等学校奨学金の概要につきましては、8月23日の教育委員会で御説明しておりますので、恐れ入りますが割愛させていただきます。

資料2ページをごらんください。3の制度改正の内容でございますが、大きく2点ございます。

1点目は、「高等学校」、「中等教育学校の後期課程」及び「特別支援学校の高等部」となっている川崎市高等学校奨学金の支給対象校について、高等学校と同様の教育課程を行っている「高等専門学校」の第1学年から第3学年まで、及び「専修学校の高等課程」を追加し、拡充するものでございます。

2点目は、中学3年生で募集する入学支度金につきましては、高等学校等に入学後の5月に支給しておりましたが、入学準備に資することができるよう入学前の3月に支給することを可能とするものでございます。

以上が、制度改正の説明でございます。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市高等学校奨学金支給条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、3ページをごらんください。川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。

この<u>条例</u>は、川崎市高等学校奨学金支給条例の施行について必要な事項を定めております。表の左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、第2条はこの規則で使用する用語の定義について定めておりますが、第2項第1号及び第2号につきまして、引用している条例の条項が改正されたため、それに伴う所要の整備を行っております。

次に、第5条は奨学金の支給時期について定めております。このうち、第1項では、入学支度 金の支給時期を早めるため、「進学した年度の5月」を「入学する年の3月」に改めるものでござ います。

次に、4ページをごらんください。第8条は奨学生の決定について定めておりますが、入学支 度金の支給時期の変更に伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に、第9条は、奨学生を決定したときに通知することについて定めておりますが、このたび の改正により入学支度金を入学前に支給することから、高等学校へ入学後に、委員会に届け出る ことを定める規定を加えております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、平成29年3月1日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

以前にこの奨学金支給条例の改正については御説明を受けているところだと思いますけれども、 それに伴いまして施行規則も改正するという内容でございます。

改めて何か御意見、御質問等ございましたらばお願いいたします。

#### 【小原委員】

4ページの第9条2項が新しく追加されましたよね。その中で、一番最後、高等学校へ入学した後に委員会にその旨を届け出るものとするというふうになっているんですけども、これは今までなかったものですよね。それはどんな形で届け出をするようになるんですか。

## 【寺戸学事課長】

今までは、入学後に5月に支給していたんですが、入学後にその学校で、実際、進学した学校 で届け出を受けていたところなんですが、このたびは入学前に奨学生を決定いたしますので、そ の後入学した後に委員会に届け出いただくものでございます。

### 【小原委員】

それはあれですよね。決定の通知を受けた者で、要するに本人が教育委員会のほうに届け出を するということ。

### 【寺戸学事課長】

はい、そういうことです。

#### 【小原委員】

参考までに教えていただきたいんですけども、この届け出がなかった場合はどういう。

#### 【寺戸学事課長】

まずは、届け出をしておくように督促というかお知らせをするところなんですが。

### 【小原委員】

督促のお知らせをして、それでも出なかった場合というのは。

### 【寺戸学事課長】

それはちょっと考えられないことなんですが、やはりその後に、入学支度金の支給を受けた方は実際、学年資金の支給も受けられる方が通常ですので、その学年資金のときにもまたお知らせをしていきたいと思っております。

### 【小原委員】

まず普通はないということで。わかりました。ありがとうございます。

### 【渡邊教育長】

よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがでしょう。

#### 【前田委員】

私の記憶で新聞のほうにこの採用基準の3.5以上の子が全員支給されるようにというような要望が出たとか、何かそのようなニュースを新聞で見たような気がしたんですが。28年度は支度金が3.8以上、学年資金が3.9でしたということになっているんですが、29年度の見通しはどうなんでしょうか。この採用基準を超えていれば全員がもらえるのか、それとも現状は28年度と変わらずなかなか採用基準を超えていてもやはり定員を超えるともらえないという状況があるのかどうか、その辺のわかる範囲内で。

### 【寺戸学事課長】

27と今年度28につきましては、まことに申しわけないんですが、申請基準を超えていたに もかかわらず採用できなかった方がいらっしゃるのは事実でございます。次年度につきましては、 今、関係局のほうと協議を進めておりまして、申請基準を満たした方につきましては採用できる ように予算の確保に努めております。

### 【前田委員】

ありがとうございます。

#### 【小原委員】

今のその話で確認なんですけど、4ページの奨学生の決定のところの第8条4項ですけども、「速やかに予算の範囲内で」というふうになったものを、「予算の範囲内で」を削除していますよね。ということは、改正後というのは、あれなんでしょうか。予算は関係なしになっているので、

全員にということでよろしいんでしょうか。

### 【渡邊教育長】

この辺の解釈の仕方ですが。

### 【寺戸学事課長】

今までは、入学支度金のほうが先に5月に支給されまして、その後8月に学年資金を支給していたところなんですが、このたび、入学の準備に活用していただけるように3月に支給するということで、その年度内で見ますと、学年資金のほうが先で、入学支度金のほうが年度末に来るわけなんです。とは言いながら、この日程からいきまして、入学支度金の採用結果の通知は1月にスケジュール的に行いますので、その時点で奨学生として採用しますということを通知するわけなんですが、ただ、こちらの金額にも国公立と私立、4万5,000円と7万円と金額が違いますので、それは3月に支給するわけなんですが、その時点でやはり予算が足りないから支給できませんということにはなりませんので、その辺につきましては先ほど申しましたように、予算の確保に努めてまいりたいということでございます。

### 【小原委員】

わかりました。

#### 【渡邊教育長】

総務部長、お願いします。

### 【小椋総務部長】

今、一部の流れについては課長の御説明させていただいたとおり、学年資金と入学資金の一部 については、年度内で逆になりますので、そういう説明でございます。

ただ、予算の範囲内という部分につきましては、所要の整備を行っていく中で、条例にもう既 に予算の範囲内でこの事業を行うということは明記されておりますので、こういう視点から、規 則のほうでは文言としては外させていただきました。

### 【小原委員】

条例のほうで入っている。わかりました。

#### 【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第65号でございますけども、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<可決>

### 【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第65号は原案のとおり可決いたします。

### 【渡邊教育長】

それでは、ここで傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

### <以下、非公開>

### 9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

### 報告事項 No. 3 平成28年度川崎市教育委員会職員(建築職)採用選考の実施結果について

### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 3 平成28年度川崎市教育委員会職員(建築職)採用選考の実施結果について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

#### 【野本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 3 平成28年度川崎市教育委員会職員(建築職)採用選考の実施結果について」御説明させていただきます。

資料をごらんいただきたいと存じます。

さきの教育委員会議でも採用選考の実施につきまして御報告させていただきましたが、去る平成28年12月11日に日本民家園の専門の建築職として採用選考を実施いたしましたので御報告いたします。

試験内容といたしましては、論文面接試験を実施いたしました。

応募状況につきましては、資料のとおり、若干名の募集に対し応募人数1名でございました。 次に、選考実施結果でございますが、受験者数1名、欠席者0名、最終合格者1名、最終倍率 は1.0倍という結果になりました。

なお、合格者に対しましては、12月16日付で合格通知のほうを発送させていただいております。

報告につきましては以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり報告をいただきました。

何か御質問、御意見ございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 3、承認といたします。

### 報告事項 No. 4 平成28年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について

### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 4 平成28年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について」でございます。説明を続けて庶務課長にお願いいたします。

#### 【野本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 4 平成28年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)の採用選考の実施について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

初めに、経緯及び趣旨でございますが、平成27年3月10日には橘樹官衛遺跡群が本市初の 国史跡に指定されまして、調査・研究や保存、整備、活用を進め、本市の歴史的魅力を発信して いくことが期待されているところでございます。

しかしながら、橘樹官衛遺跡群の保存活用計画・保存整備実施計画等の取組を推進しつつも、 中央新幹線整備事業、リニア新幹線でございますが、などの公共性の高い事業に伴う発掘調査な どの緊急性の高い業務への対応が急務となっていることから、専門的な知識・技能・経験を有す る人材を確保するために任期付職員(学芸員)の採用選考を行うものでございます。

続きまして、2の選考区分及び採用予定者数でございます。選考区分につきましては、埋蔵文化財となり、役職につきましては職員となります。採用予定者数につきましては若干名といたします。

次に、3の任期でございますが、原則、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの 4年間の任期付となっております。

次に、4の選考日時等でございます。

第1次選考につきましては、平静29年1月22日(日)に、川崎市役所第3庁舎で教養試験 及び専門試験により実施をいたします。

第2次選考につきましては、平成29年2月5日(日)に、面接試験により実施する予定でございます。なお、場所につきましては未定となっておりますが、市役所第3庁舎のほうを予定し

ております。

次に、選考結果通知でございますが、第1次選考につきましては、1月27日に合否にかかわらず受験者全員に文書で通知をさせていただきます。

第2次選考につきましては、2月中旬に合否にかかわらず受験者全員に通知する予定でございます。なお、こちらが最終選考結果となりますので、合格者がすなわち採用内定者となります。

次に、受付期間でございますが、平成28年12月21日から平成29年1月11日までといたします。

最後に、受験案内の配布でございます。受験案内につきましては、12月21日から市内の区 役所等で配布をしております。また、選考試験の実施について、市政だよりの12月21日号及 び川崎市教育委員会インターネットホームページにて掲載しております。

御報告につきましては以上でございます。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり報告をいただきました。

御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

### 【中村委員】

リニア対応で、緊急性の高いもののためにとりあえず採用するということで、非常勤ということだと思うんですけれども。

### 【野本庶務課長】

いえ、非常勤ではなくて、4年間の任期付職員でございます。

#### 【中村委員】

非常勤ではなくて、任期付、4年間ということなんですけども、私も大学時代に発掘に携わったことがあるんですけれども、そのときに、掘ってみたらもっと下にいっぱいあったということがありまして、結局、本当は2年ぐらいでやるつもりだったのが8年ぐらいかかったのがあったのですね。そういう場合はどうされる、そのときにまた考えるということなのでしょうか。

### 【野本庶務課長】

そうですね。国のこの整備事業が4年間という形でございますので、とりあえず今の時点では 任期は4年という形で考えてございます。その後については、また別途という形になっていこう かなと思います。

#### 【渡邊教育長】

よろしいですか。何か御意見ございましたら。

### 【中村委員】

本当はこういう文化財に関しては、できれば長いこと対応してくださる方がいらっしゃるといいのかなと思ったんですけれども。

#### 【野本庶務課長】

そうですね。そういったこともございますが、今回については任期付という形になってございますので。

#### 【渡邊教育長】

地面の下ですからね、何があるかわからないところはありますけれども。現在この事業の期間 に沿ってという形で任期付だということですね。

それでは、ただいまの報告事項No. 4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

### 【渡邊教育長】

報告事項No. 4、承認といたします。

### 10 議事事項Ⅱ

議案第66号 いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について

### 【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のⅡに入ります。「議案第66号 いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱 について」でございます。説明を指導課長にお願いいたします。

### 【渡辺指導課長】

それでは、「議案第66号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について」御説明いたします。

初めに、いじめ防止対策連絡協議会について御説明いたしますので、参考資料、一番後ろのほうにA3のフローチャート図、こちらをごらんいただきたいと思います。こちらのフローチャートの右上にありますいじめ防止対策連絡協議会では、いじめ防止等に関係する学校代表、教育委員会事務局、児童相談所、警察等が把握しているいじめの発生状況や対応等の情報を共有し、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査・審議する場となってございます。各機関では、協議内容をもとに、いじめの未然防止対策に活用しております。

フローチャート図のその1を囲んであるところが連絡協議会ですが、次の議案で、その下のフローチャート図2のほうで、川崎市いじめ問題専門・調査委員会とございますが、次の議案のほうで説明させていただきますので、ひとまずこちらは連絡協議会の説明をさせていただきます。

次に、お手元の資料の2といたしまして、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例をごらんください。

協議会の組織につきましては、条例の第4条第2項、一番下のほうですけども、学校教育の関係者、関係行政機関の職員、次のページに参りまして、市職員、その他教育委員会が必要と認め

る者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命することとなっておりまして、第5条第1項で、 委員の任期は2年とするとなっております。

次に、資料1をごらんください。A4横版です。本議案は、右側の欄にある現委員の委嘱期間が平成29年1月31日までとなっておりますことから、現委員を任期の満了する翌日の平成29年2月1日から平成31年1月31日まで委嘱または任命することをお諮りするものでございます。その表の左側のほうのところです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

説明いただきましたけれども、御意見また御質問等ございましたらお願いいたします。 委嘱される委員の方は、現在と同じ方ということでよろしいんですね。

### 【渡辺指導課長】

はい、そうです。1月31日までの任期になっておりますので、この間、あと教育委員会議の 開催される日程的なものがございまして、本日の教育委員会議でお諮りをさせていただいており ます。

# 【小原委員】

この委員は、例えば、転勤というわけでもないんですけど、立場が変わったりすると入れかわるという考えで、解釈でいいんですか。

#### 【渡辺指導課長】

そうですね。資料1の右側のほうの現委員の期間の28年4月26日からという中途半端な時期になっておりますけども、これは4月1日の人事異動だとか、組織が変わったりしますと各団体が送り込む人を変えてくることがありますので、それでちょっと中途半端な期間になっております。

### 【小原委員】

わかりました。

#### 【渡邊教育長】

そうしますと、平成31年の1月31日までの間にまた、委員さんが交代することもあり得る という、そういうことですね。

それでは、ただいまの議案第66号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

### 【渡邊教育長】

それでは、議案第66号、原案のとおり可決といたします。

### 議案第67号 いじめ問題専門・調査委員会委員の委嘱について

#### 【渡邊教育長】

次に、「議案第67号 いじめ問題専門・調査委員会委員の委嘱について」でございます。続けて指導課長にお願いいたします。

#### 【渡辺指導課長】

それでは、「議案第67号 川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

初めに、いじめ問題専門・調査委員会について御説明いたしますので、先ほどのフローチャート図のほうをごらんいただければと思います。

このいじめ問題専門・調査委員会には、このフローチャートで2カ所出ていますが、右上のほうのところに一つあります。それから、左下のほうにもございます。このいじめ問題専門・調査委員会につきましては、一つは右上に示されておりますいじめの未然防止等について専門家から意見を聞き、指導・助言をいただく委員会であります。もう一つは、左下のほうにつきましては、重大事態が発生したとき、事実関係を調査・審議する委員会となっております。同じ委員さんなんですけども、指導・助言をいただくのが右上のほうであって、重大事態が発生したときは、事実関係を調査する審議会の委員会という形になっております。

次に、先ほどの資料 2 の条例をごらんください。専門・調査委員会の組織につきましては、第 1 1 条第 2 項にありますように、委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりまして、第 1 2 条に、第 5 条から第 8 条までの規定は、専門・調査委員会に準用するとなっておりまして、第 5 条第 1 項で委員の任期は 2 年とする、また第 2 項には、委員は再任されることができると規定されております。

それでは、資料1のほうをごらんください。右側の欄の現委員の委嘱期間が、平成29年1月18日までとなっていることから、現委員を任期の満了する翌日の平成29年1月19日から平成31年1月18日までの2年間委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

いじめ問題専門、正しくは専門「・(ポチ)」が入って調査委員会で、ただいまフローで御説明 いただきましたけども、二つの役割を担っているということでこの「・(ポチ)」が入るんですね。

専門・調査委員の委嘱ということでございますが、委員さんの顔ぶれは現在の委員さんと同じ 方にお願いしたいということのようでございます。

こちらについてはいかがでしょうか。

# 【中村委員】

二つお仕事があるということで、重大な問題が発生したときというのはその都度ということだ と思うんですけれども、上のほうのいじめ問題、専門的な意見を言うということなんですけれど も、連携は具体的にどういうふうにされているんですか。

### 【渡辺指導課長】

連携というのは、上の。

### 【中村委員】

上の委員との連携ということです。

#### 【渡辺指導課長】

協議会との連携という意味でしょうか。

### 【中村委員】

連携と書いてあるんですけれども。

#### 【渡辺指導課長】

いずれも、協議会とそれから専門・調査委員会、事務局の私どもが入っておりまして、協議会のメンバーの方と専門・調査委員会の方が直接会って情報共有するということはないんですけど、会自体は別ですので、事務局のほうで協議会でつかんだ情報を、各機関の情報とか、いただいたものを調査委員会のほうで事務局が報告をしたり、逆に専門・調査委員会では、具体的な重大事態には至らない、いじめの事例などをもとに、個人情報等は伏せて専門・調査委員の方から意見をいただいたりします。そういったことを、逆に事務局からこの協議会ではこういった専門的な意見もいただきました、そういう情報共有等の連携をしています。

#### 【渡邊教育長】

何かこれにかかわって御意見がございましたらば。

#### 【中村委員】

こちらはどれぐらいの頻度で行われているんですか。

### 【渡辺指導課長】

年に2回です。右上のほうです。重大事態が発生した場合は、依頼に応じて調査するということです。通常は年2回です。

### 【前田委員】

この重大事態の発生時のフローの下の、教育委員会が川崎市いじめ問題専門・調査委員会、そしてこの市長の再調査となっているので、この文章を読む限り、必要があると認めたときというのはどういうようなときにこの市長の川崎市いじめ総合調査委員会というのが開かれることになるのか。重大事態というのがどの程度のものをこの教育委員会の川崎市いじめ問題専門・調査委

員会の再調査と書いてあるので、その辺の2と3の関係についてわかる範囲内で教えていただければ。どういうことを想定していらっしゃるのかと。

#### 【渡邊教育長】

重大事態の発生時のことですね。

#### 【渡辺指導課長】

2のほうは、重大事態、まさしくこれは法で定められている生命、財産に重要な影響を及ぼすとか、あとは長期欠席傾向、いじめが原因であるというような、大きく二つ種類があるんですけども、本市においてはまだこの重大事態というのがなくて、この調査委員会自体を開いたことはありません。いざ重大事態が発生したときには、専門・調査委員会の3名の方が調査に入るわけですけども、実際には教育委員会事務局、我々のほうでいろいろ調べたものを提供して、それでは足りないとかいろいろ御指摘をいただいて、場合によってはこの3名の専門家の方が直接調査に入るという場合もあるかもしれませんが、基本的には我々が学校で調べたりとか、情報を聞き取りしたりだとかそういった情報を提供しながら不足部分は何度か会議を開いてやるような形をイメージしてますが、最終的にまとめたものを、もちろんこの教育委員会のほうにも御報告して、最終的には首長、市長のほうに報告書を提出するわけですが、そこで市長がこれでは不十分だというふうに判断された場合は、教育委員会の手を離れまして、この右側の3番の右下の、いじめ総合調査委員会というのは、首長部局で新たに調査委員の、このきょうの3名の先生方以外で、別な専門の方をまた委員として再調査をするというような形になります。

首長部局と申しましたのは、今条例で、昨年度までは組織の改編が、こども本部だったんですが、今、こども未来局というふうに局名が変わってますので、こども未来局のほうでこの市長のいじめ総合調査委員会というのを開催する流れになっております。

### 【前田委員】

ありがとうございます。

### 【渡邊教育長】

いじめなどが背景でお子さんが亡くなるような大変重大な事件が起こるということがございますよね。こういうときに、十分な調査を行政側にお願いされるということはありますけども、ここでのいじめ問題専門・調査委員会でしっかりと調べた上で市長に報告いたしますけれども、市長のほうでもう少し調べたらというときに、改めて別のいじめ総合調査委員会が立ち上げられて、設置されて、再度そこで再調査を行うということになる。大変重大、非常に重いような状況だとは思うんですけども。

よろしいですか。

では、改めまして、議案67号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<可決>

# 【渡邊教育長】

では、原案のとおり可決といたします。

# 11 閉会宣言

# 【渡邊教育長】

本日の会議は、以上をもちまして終了といたします。お疲れさまでした。

(14時28分 閉会)